

3 議案第17号 第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第13号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月9日提出

基山町長 小 森 純 一

提案理由

第4次基山町総合計画の計画期間が平成27年度で終了するため、平成28年度から平成37年度までの計画期間を10年とする第5次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。